

みやしろ健康福祉プラン 一障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画一 重点事業進行管理評価表（令和4年度中間評価）（案）

資料1

評価	評価ランク	状況	達成状況	評価内容
A	A	計画通りに順調に取り組んできている	80%以上	内容と期限がほぼ期待通りできている場合
B	B	概ね計画通りに取り組んできている	60%以上80%未満	期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合
C	C	進捗に遅れがあるなど、順調ではない	60%未満	期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合
D	D	取り組んでいない	0%	-

1. 地域福祉の推進体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
1-1-2 ④	福祉教育の推進 町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。	総務課 (庶務職員担当) (人権推進室) 福祉課 (福祉支援担当) 教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・町職員、教職員に対する研修会の実施	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①職員や教職員などを定期的に研修会へ派遣し、障がい者に対する理解を深める（年1回以上）。 ②職員研修などで新採用職員や若手職員に研修を実施し、障がい者や障がいの理解促進を図る（年1回以上）。 ③障がい者や障がいの理解促進を図るための事業を実施。福祉の店（定期実施）及び、こころをつなぐ展示会（障害者週間）を実施。 ④特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、特別支援教育に関する研修会の実施（年1回以上）。	A	・職員や教職員が障がいに対する理解を深めることにより、障がい者が安全、安心に暮らせる地域づくりのための行政運営を目指す。	・障がい者をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解を深めることにより、障がい者が安全、安心に暮らせる地域づくりのための行政運営として「埼葛人権を考えるつどい」に職員等が参加予定。	・下半期（10月6日）に参加予定。	・研修として「埼葛人権を考えるつどい」に参加するだけでなく、運営にも職員が参加する。
1-1-4 ②	障がいを理由とする差別の解消の推進【計画新規】 障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置し、適切な対応を行う。	福祉課 (福祉支援担当)	新規 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①広域（3市2町）設置している障害者差別解消支援地域協議会において、課題・問題点を整理し、障壁となっている事項を解消していく。	A	・障がいを理由に差別が起こらないよう、障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・下半期（11月、2月）に開催予定。	・継続実施
1-2-3 ①	支援ネットワークのしくみづくり 地域福祉活動を担うさまざまな主体が障がい者の地域生活支援を協働で実施できるネットワークを構築する。	福祉課 (福祉支援担当)	充実 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①既存の見守り支援ネットワークにより、障がい者等を地域全体で支えあえるよう関係者、関係機関と連携し、情報共有を図る（年1回以上）。 ②医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場で検討の実施（連携会議は定期的、幹事会は適宜）。 ③協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	A	・地域全体で支えられるよう、関係者、関係機関と連携を図るようにする。 ・医療的ケア児支援のための連携強化。	・情報共有を図る見守り支援ネットワーク会議の実施。 ・医療的ケア児連絡会議（広域事業）を実施	・下半期に開催予定 ・下半期に開催予定	・国施策「重層的支援体制整備事業」の機能調整が必要となる。 ・地震、風水害時に対応できる体制の構築する必要性はあるが、対象者の移動や必要な体制を整えることができるか。

2. サービス提供体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
2-1-2 ①	相談の一元化（地域生活支援事業） 基幹相談支援センターを中心にしてすべての障がい者に適切に対応できる総合的な相談支援体制を実施する。虐待や差別に関する相談についてもワンストップで相談できる体制を整備する。	福祉課 (福祉支援担当)	充実 ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する	30年度 元年度	実施	①相談支援事業者と連携し、各テーマでの支援会議の開催（年20回以上）。	A	・事例検討や情報共有を図り、市町や事業所の職員のスキルアップを図る。	・各部会に参加し、事例検討や情報共有を図る。	・事例検討を通じて、職員のスキルアップが図られている。各連携会議を施。各種研修会等を実施。
				2年度		②相談支援の充実のための研修会（人材育成、ケース検討グループ会議）等の実施。	A	・各種研修等に参加し、職員の相談スキルを高める。	・各種研修会に参加し、ケース対応の基礎及びアプローチ手法を学ぶ。	
				3年度		③地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実の検討。	A	・サービス提供事業所が増えている状況において委託相談と計画相談の在り方を整理する。	・地域自立支援協議会運営会議において、相談支援体制について検討する。	・各市町でケースの依頼先を考えていく必要がある。
				4年度		④虐待や差別に関する相談が発生した際に対応するため、役場関係部署、各関係機関等連携を図れるよう体制を整える。相談については、適宜対応する。	A	・該当相談が発生した際に即時対応できる体制とする。 ・虐待や差別に関する相談が発生した際に適宜対応する。 ・虐待や差別に関する相談を受付したら自立支援協議会に報告する。	・虐待や差別に関する相談が発生した際に適宜対応する。 ・虐待や差別に関する相談を受付したら自立支援協議会に報告する。	・適宜対応する。 ・継続実施
				5年度						

3. 福祉サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
3-2-1 ⑥	地域生活支援拠点等整備【計画新規】 ①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を整備する。	福祉課 (福祉支援担当)	新規 ・平成32年度設置に向けて検討	30年度 元年度	検討	①埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバと連携した体験利用を実施する。	A	・オリーバと連携した体験利用を実施する。	・宮代ひまわりの家、相談支援事業所ひまわりとオリーバで連携した勉強会を実施する。	・宮代ひまわりの家の利用者の中で優先度の高い方を対象に意見交換を実施した。
				2年度	実施	②設置した埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況の確認を実施する。	A	・埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況について要綱に定めた事業内容を実施しているかを確認する。	・埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況を確認するための評価項目を検討する。	・下半期に実施予定 ・自立支援協議会に事業実績を報告する。
				3年度 4年度 5年度		③訪問調査対象者の状況確認と対象者の更新（1回/6ヶ月）の実施。	A	・緊急対応にならないよう、対象者、家族との関係を構築する。	・重度の知的障がい者のうち、サービス等の未利用者に対し、状況確認を行う。	・下半期に状況確認のための訪問を行う。対象者は把握済み。 ・家族構成等の環境変化があった場合に、対応できるよう、家族と関係性を構築する必要がある。
3-2-2 ①	障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導 障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域生活への移行に必要なサポート体制づくりを進めます。	福祉課 (福祉支援担当)	充実 ・空家、空室等を利用した事業の検討	30年度 元年度	実施	①グループホーム等の利用や体験利用の機会を増やし、整備に向けた課題の整理を行う。	A	・緊急利用になった場合でも対応できるよう体験の機会を増やすとともに、ニーズ把握を行う。	・地域生活支援拠点オリーバで体験するための調整を実施する。窓口において、対象者の状況把握を行い、必要な調整を行う。	・体験利用実施に向けて調整中。
				2年度 3年度 4年度 5年度		②家族会に対し、適宜必要な支援を実施する。	A	・在宅で生活する方のニーズ把握を行い、必要な支援を行う。	・整備誘導に向け、意見の集約を行うための調整を実施中。	・下半期に家族会と意見交換を実施する予定 ・家族会・町で相互の取組について調整する。
3-3-1 ①	障がい福祉サービスの確保 必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。また、必要なサービスにつなげていけるよう、適切なサービス提供体制整備を進める。	福祉課 (福祉支援担当)	継続 ・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進	30年度 元年度	実施	①需要見込等についての推計を実施し、適切な支給量を確保する。	A	・適切なサービス提供ができるよう、支給量を確保する。	・委託・計画相談と連携し、必要な支給量及びサービス提供を行なう。	・利用にあたっての計画に沿ったサービス提供ができている。
				2年度 3年度 4年度 5年度		②障害福祉サービス事業所と適宜調整し、必要なサービス提供体制を整える。	A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。		・すべてのサービスが必要に対して供給を満たしていないため、自立支援協議会と連携して、サービス供給体制を整える必要がある。

4. 保健・医療サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
4-1-1 ⑤	健康相談・栄養相談・訪問指導の実施 個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問指導を実施する。	健康介護課 (健康増進担当)	継続 ・障がいの特性に対応した健康相談、栄養相談・訪問指導の実施	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①健康相談の実施（毎週水曜日を予定） ②栄養相談の実施（毎週水曜日を予定） ③訪問指導の実施（健診フォロー等随時） ④上記①～③において、必要に応じ適切な関係機関につなげる。	A	・個々の状態に応じた専門的な指導を行い、解決策を見出す。	・健康相談を毎週水曜日に実施する。 ・栄養相談を毎週水曜日に予約制で実施する。 ・随時、必要に応じ訪問、面接の相談を実施した。 ・随時、必要に応じ関係機関と情報共有や支援方法について検討し、関係機関へつなげた。	・幼児期の健康相談を延べ72件実施した。 ・乳幼児期の食生活や成人期の生活習慣病予防に向けた食事について、27件実施した。 ・地区担当が支援を実施した。	・コロナ禍でも安心して相談できる体制を整え、適切な支援を実施する。 ・コロナ禍でも安心して相談できる体制を整え、適切な支援を実施する。
4-1-2 ①	精神保健相談の推進 保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。	健康介護課 (健康増進担当) 福祉課 (福祉支援担当)	継続 ・関係機関と連携し、精神障がいに関する相談体制の強化	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①精神ケース検討会の開催（2ヶ月に1回） ②困難ケースは幸手保健所など、関係機関と連携し対応する。	A	・福祉課職員（相談業務を担当している職員等）と定期的に事例検討会を行い、情報共有や支援方法等について検討し連携支援する。 ・困難ケース等は、幸手保健所や関係機関と連携し、適切な支援を行う。	・隔月に精神ケース検討会を実施する。 ・随時、必要に応じ幸手保健所や関係機関等と情報の共有や支援方法等について検討する。	・3回実施（5月、7月、9月）実施した。	・継続実施する。

5. 教育（保育）・生涯学習

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
5-1-2 ③	就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択) 就学予定者も含めLDやADHD等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるよう、教育・医療・福祉等専門的分野からの助言を行う。また、障がい児一人ひとりへの支援を具体化する「個別支援計画」の作成に関する助言指導等を行う。	教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・宮代特別支援学校、春日部特別支援学校の特別支援コーディネーターを委員に加え、就学相談や支援体制を充実	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①全小学校で就学時の発達（知能）検査・健康診断及び就学相談を実施。 ②保護者と就学先について「就学相談」を実施（通年） ③特別支援学級在籍児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して、「個別の支援計画」を作成。 ④サポート手帳の活用、及び個別の支援計画作成についての研修会を就学支援委員会、特別支援教育連絡協議会で実施。（年1回） ⑤上記①～④を実施し、早期に適切な対応を行う。	A	・就学時健診を計画的に実施し、特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方にについて、保護者等が判断できるようにする。 ・就学予定者も含め教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方にについて、保護者等が判断できるようにする。 ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方にについて、計画的に取り組む。 ・障がいのある児童生徒一人一人への支援を具体化する。	・就学時健康診断（発達検査）の実施（須賀小10月6日、百間小10月4日、東小10月11日、笠原小10月5日） ・個別の就学相談の実施 10月27日笠原小 ・年度当初からの就学相談の実施（通年） ・年度当初に「個別の支援計画」を作成して取り組んでいる。 ・サポート手帳の活用や個別の支援計画についての研修会の実施（6月3日） ・①～④を計画的に実施し、早期対応に努めている。	・予定通りに実施中 ・早期に就学相談を実施することで、その後の就学関係につなげることができる。 ・個別の支援計画を作成することで、個に応じた指導を実施することができる。 ・就学支援委員会や特別支援教育主任、コーディネーターとの連絡会で共通理解を図ることができた。 ・計画的に取り組むことができている。	・就学時の発達検査（個別の検査）方法等の内容検討をしていく必要がある。 ・引き続き、合同研修会等を実施し、共通理解を図ったり、情報交換を行ったりしていく。 ・引き続き、通年を通しての就学相談を行っていく。 ・特別に支援を要する児童生徒の増加による体制づくり等引き続き工夫をしていく。 ・引き続き、必要な情報共有を行っていく。

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課(担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
5-1-3 ⑥	交流教育の推進 障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・実施校の拡大	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施。 ②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。 (各特別支援学校から各学校(須賀小1名、百間小1名 東小3名 百間中1名)で実施) (百間小学校から春日部特別支援学校で実施(1名))	A A	・障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	・県立宮代特別支援学校との交流の計画・実施。 ・小学校における支援籍学習の実施。	・新型コロナ感染症対策を講じながら実施している。 ・新型コロナ感染症対策を講じながら、学校間で連絡を取り合い、工夫をして実施をしている。	・引き続き、活動の工夫をしながら、交流を深めていく。 ・引き続き、学校間での連絡を密にとり、交流を深めていく。
5-1-4 ②	発達障がい児等の教育支援体制の充実 発達障がい児等に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。	教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・個別指導計画に基づく教育的支援の実施	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①個別の支援を必要とする児童・生徒へのサポートチームによる支援、及び担任教諭への指導助言の実施。 ②各教諭の指導力向上を目的とする指導主事等の指導助言の実施。 ③各小学校に在籍する特別に支援を必要とする児童に対しての生活介助、学習活動のサポートを目的とした「特別支援教育センター」の配置。 ④特別支援教育に関する理解や指導についての研修会の実施(8月)。	A A A A	・特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制を充実させ、教員の指導力向上を図る。 ・各小学校へ特別支援教育センターの配置等、教育支援体制を推進する。 ・教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。	・サポートチーム訪問指導を年2回中1回実施。 ・特別支援教育コーディネーターの配置(各小学校)。 ・特別支援教育センターによる生活介助、学習活動サポートの実施。 ・県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会を実施。(8月4日)	・サポートチーム訪問の実施 (須賀小6月15日、百間小6月16日、東小6月8日、笠原小6月29日、7月7日、須賀中6月13日、百間中6月14日、前原中7月6日) ・「様々な課題を抱える家族へのかかわり～その文脈を考える～」をテーマに、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会を実施した。(8月4日)	・サポートチーム訪問での指導が実際の指導に生かされ、積み重ねていくよう実施方法を工夫・改善する。 ・特別な支援を要する児童の増加による特別支援教育センターの人数不足になっている。 ・教員の指導力や困り感を把握し、来年度の夏季研修会内容について検討していく。

6. 生活基盤

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課(担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
6-1-2 ①	障がい者の雇用の場の創出 町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。	福祉課 (福祉支援担当) 総務課 (庶務職員担当)	継続 ・雇用の場の拡大 ・就労継続支援A型事業所立上げに向けての支援(組織体制の強化・利用者の確保等)	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①町職員(一般事務職)の採用試験を実施する際には、障がい者枠(3障がい問わず)を別に設けて試験を実施する(9月中) ②近隣自治体等の取組状況について情報収集、意見交換を行う。	A A	・障がいの特性等に応じた職員採用を行うことにより、障がいのある人が長く働く地域づくりを目指す。 ・障がい者の雇用創出に向けて、近隣自治体の取組状況を確認し、好事例を参考に、雇用の場を創出していく。	・職員採用試験(第1次試験:9月18日)において、障がい者枠(3障がい問わず)を設けた。 ・近隣自治体の取組状況を確認する。	・宮代町職員として働くことを希望する障がい者が職員採用試験を受験できた。 ・下半期に実施予定	・第2次試験を11月に実施予定。今後も法定雇用率を注視しつつ、計画的な雇用を目指す。 ・宮代町役場庁舎における障がい者の就労実習、障がい者雇用について、継続して検討する。

7. 生活環境

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について	
7-1-3 ③	避難行動要支援者支援体制の整備 障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。	健康介護課 (高齢者支援担当) 福祉課 (福祉支援担当) 町民生活課 (危機管理担当)	充実 • 福祉避難所の整備	30年度 ↓ 元年度 ↓ 2年度 ↓ 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度	檢討 ↓ 実施	①避難行動要支援者名簿の更新作業。 ②自主防災組織連絡協議会において個別避難計画について説明し、作成を促す。 ③自主防災会からの相談の受付や出前講座を通じて個別支援プランについて説明し、作成を促す。 ④個別避難計画作成の促進に向けた方策の検討・実施 ⑤福祉避難所にかかる訓練を行い、課題の整理をする。	A B B B	• マニュアルに基づいた対象者の抽出を行い、名簿更新を行う。 • 障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。	• 対象者名簿の提供により地域での見守り体制を構築する。 • 説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。	• マニュアルに基づいた名簿更新作業を実施。 • 更新した名簿を多くの団体に受領していただきため、5月の自主防災組織連絡協議会にて説明して、啓発。	• 制度への理解に団体間で温度差があるため、解消のため団体ごとの個別相談会を検討。